

観光資源の有効な利用上必要な建築物に関する取扱い基準

都市計画法施行令第36条第1項第3号に規定する都市計画法第34条第2号の観光資源に有効な利用上必要な建築物に関し次のとおり取扱い基準を定める。

1. 対象とする観光資源

枚方市東部地域の活性化に向けた観光資源の指定基準（以下「指定基準」という。）において定められた資源に限定する。

2. 対象となる建築物の位置等

指定基準において定められた区域内で観光資源の有効な利用上、必要な位置にあるもので、原則として、次に定める区域を含んではならない。

- (1) 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

3. 対象となる建築物の用途

指定基準において定められた観光資源の有効な利用のために必要な建築物（その目的のために必要と認められる規模のものに限る。）

4. 対象となる建築物及びその敷地の規模等は次のいずれにも該当すること。

- (1) 適法に建築・使用され原則20年以上経過した既存建築物であること。
- (2) 建築物の敷地に区画形質の変更のないもの。
- (3) 新たな公共施設の整備を必要としないもの。
- (4) 原則、建築物の床面積が200平方メートル以下であること。

5. その他

指定基準に定める観光資源としての承認を得たものであることを証する書面の添付を要す。また、他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。